

# 市立・私立幼稚園の園児を募集



## 市立幼稚園

通園区域を設けずに受け付けますが、応募が定員を超えた場合は、表にある対象地域の方と入曾・堀兼・奥富幼稚園の対象地域の方を優先します。

保育時間月々金曜日、8時50分～14時 対象市内に住居登録外国人登録を含む)をしている平成13年4月2日～14年4月1日生まれの幼児(年長のみ)の1年

現在、市立幼稚園の統廃合を進めている中、入曾幼稚園、堀兼幼稚園、奥富幼稚園の3園を平成19年3月末に廃止する予定です。2年保育の途中転園を避けるため、これらの3園は、18年度の4歳児の募集は行いません。この3地域から、ほかの市立幼稚園に通園を希望する保護者の方は、通園方法などについてご相談ください。

問合せ学校教育課内線5654

保育も受け付け) 定員各園70名(多数は抽選) 申込み11月1日～2日(火・水)、9時30分～16時に市立幼稚園(募集要項は10月17日～31日に各園で配付)へ

幼稚園	地域
入間川幼稚園 2654 3102	入間川地区
狭山台幼稚園 2657 7068	狭山台1～4丁目
新狭山幼稚園 2652 8600	沢、新狭山1～3丁目、東三ツ木、東三ツ木寄りの加佐志、西武団地、奥富地区(国道16号南側)
柏原幼稚園 2653 5872	柏原地区(日生さやま台、霞ヶ関、広瀬小通学区域の根山、工業団地、高線の柏原寄りの水富地区を含む)
水富幼稚園 2652 7322	水富地区(日生さやま台、霞ヶ関、広瀬小通学区域の根山、工業団地、高線の柏原寄りの水富地区を除く)
入曾幼稚園 2659 7890	4歳児(年少)の募集は行いません
堀兼幼稚園 2659 7501	
奥富幼稚園 2652 6711	

## 私立幼稚園

申込み11月1日 から各私立幼稚園(募集要項は10月15日から各園で配付。入園手続き、入園金などの納付は11月5日から)へ

幼稚園	所在地
金剛幼稚園 2658 0422	水野461 3
狭山富士見幼稚園 2659 5494	富士見 2 18 28
狭山ひかり幼稚園 2652 8700	鷲ノ木7 18
しいのみ幼稚園 2657 1201	北入曾395
西武学園さやま幼稚園 2658 3223	中央3 11 37
みつぎ幼稚園 2653 7907	東三ツ木 184 1
狭山けやき幼稚園 2653 3627	上奥富 104 2 3
風の森狭山台みどり幼稚園 2657 1025	入間川 112 8 7
武蔵短期大学附属幼稚園 2654 2521	上広瀬1110

問合せ市立幼稚園は学校教育課内線5654各園へ、私立幼稚園は各園へ

## 市立入曾・堀兼・奥富幼稚園について

市が求める幼児教育  
市では、次の理念を基に幼児教育に取り組んでいます。  
人とのふれあいをとおして育む教育 個性を尊重し、集団生活体験により、豊かな心・考える力を養い、社会の一員として生きていくための力をつける 家庭・地域との連携を大切に、狭山に住んでよかったと思える幼児教育を目標し、未来に生きる子ども達を健全に育成する基礎を培う

市立幼稚園を取り巻く現状  
現在、少子化などにより園児数は減少し、平成17年の市立幼稚園の入園児数は、8園中の6園が定員に対して50%を下回りました。また、一学年一学級が継続している園もあります。  
幼児教育の充実を目指すためには、学級数や一学級当たりの園児の減少による集団生活機能

の低下への対応、さらに特別支援教育などに伴う整備や改善を図る必要があります。しかし、厳しい財政状況の中、現在の体制ではそれらへの対応が困難です。  
教育の活性化を目指して

これらの課題に対して教育委員会で、市立幼稚園の配置・規模を再編することが必要と考えました。施設の効果的な運営と教諭の適正な配置を図りながら、今後の幼児教育と教育施設の実強化を目指し、市立幼稚園の統廃合を検討してきました。  
そして、それらの検討結果を踏まえ、市立入曾・堀兼・奥富幼稚園の3園を平成19年3月末に廃止する方向で、現在、事務を進めています。この3園では、18年度の4歳児の募集を受け付けてないので、ご了承ください。

問合せ学校教育課へ内線5654

10月1日  
から

# 介護保険の施設サービスなどの 利用者負担が変わります

介護保険制度の改正により、平成17年10月利用分から、施設サービスなどの利用者負担が変わります。 問合せ介護保険課へ内線1553

## 施設などの「居住費」と「食費」を見直し

現在、施設に入所している方の「居住費」と「食費（食材料費相当分を除く）」は、介護保険から支払われています。しかし、在宅の方はこれらの費用を負担しています。そこで、施設と在宅の公平性を図るため、現在介護保険で支払われている「居住費」と「食費のうち調理費相当分」が今年10月から保険の支払いの対象外となり利用者の負担となります。利用者負担となる居住費と食費は、施設（以下事業者を含む）と利用者との契約で決められますが、一定基準以下の所得の方は標準となる額（基準費用額）が定められます。

ご注意ください 右の表の金額は月額にした場合の基準費用額の目安であり、実際には日額で定められます。居住費は、サービスの種類や居住環境により金額が異なります。居住費 + 食費 + 保険1割負担額 +

対象となる施設など	自己負担となる費用
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	居住費(室料 + 光熱水費相当分)と食費(食材料費 + 調理費相当分)
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
短期入所	食費(食材料費 + 調理費相当分)
通所介護	
通所リハビリテーション	

居住区分	居住費(月額)	食費(月額)
ユニット型個室	60,000円	42,000円
ユニット型準個室	50,000円	
多床室(相部屋)	10,000円	

日常生活費などが実際に施設へ支払う金額となります。詳しくは、ご利用の施設へお問い合わせください。

## 特定入所者介護サービス費の創設

所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の利用者負担に上限額が設けられます。

このため、所得の低い方は、負担限度額までを利用者が負担し、残りの差額は申請により「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支払われます。(施設入所、短期入所サービスのみが該当)

ご注意ください 右の表の金額は月額にした場合の負担限度額の目安であり、実際は日額で定められます。居住費は、サービスの種類や居住環境により金額が異なります。対象者 ~ に該当する方でこの負担軽減を受けるには、市へ申請し、認定証の発行を受けることが必要です。その認定証を施設(事業者)へ提示することで、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分が介護保険から支払われます。 ~ に該当しない方でも高

対象者	負担限度額	
	居住費(月額)	食費(月額)
生活保護受給者 または市民税世帯 非課税の老齢 福祉年金受給者	ユニット型個室25,000円	10,000円
	ユニット型準個室15,000円	
	多床室0円	
市民税世帯非課税で 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 年間80万円以下の方	ユニット型個室25,000円	12,000円
	ユニット型準個室15,000円	
	多床室10,000円	
市民税世帯非課 税で上記 該当 者以外の方	ユニット型個室50,000円	20,000円
	ユニット型準個室40,000円	
	多床室10,000円	

齢夫婦二人暮らしなどで一方が個室の場合、所得状況などによって負担軽減を受けられる場合もあります。

## 高額介護サービス費の見直し

介護保険の在宅サービス、施設サービスの1割負担の合計額は、負担が重くなりすぎないように一定所得以下の方の1か月分の上限額が見直されます。上限額を超えた分が申請により「高額介護サービス費」として払い戻されます。

ご注意ください 福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分や、保険の対象とならない費用は含みません。対象者にはお知らせをしますので、その内容に基づいて申請をしてください。

対象者	世帯の上限額(月額)	
	変更前	変更後
生活保護受給者または市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円	15,000円
市民税世帯非課税で本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が年間80万円以下の方	24,600円	15,000円
市民税世帯非課税で上記 該当者以外の方	24,600円	24,600円
市民税世帯課税の方	37,200円	37,200円